平成29年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録(1日目)

- 1 日 時 平成29年9月14日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第102号 損害賠償の額を決定し和解することについて
 - 議第103号 損害賠償の額を決定し和解することについて
 - 議第104号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定 について
 - 議第106号 市有財産の譲与について
 - 議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)
 - 議第122号 平成28年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議第123号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(9名)

1番	小	杉	武	仁	君	2番	木	村	貞	雄	君
3番	稲	葉	久美	き子	君	4番	大	滝	玉	吉	君
5番	\equiv	田	敏	秋	君	6番	佐	藤	重	陽	君
7番	河	村	幸	雄	君	8番	鈴	木	好	彦	君
0 75	4.4				┰ .						

- 9番 鈴木 いせ子 君
- 5 欠席委員

なし

6 委員外議員

本 間 善 和 君 渡 辺 昌 君 小 杉 和 也 君 姫 路 敏 君 竹 内 喜代嗣 君 平 山 耕 君 小 田 信 人 君

- 7 地方自治法第105条による出席者
 - なし
- 8 オブザーバーとして出席した者
 - なし
- 9 説明のため出席した者

副		市				忠			聡	君
総	袤	务	誀	į	長	佐	藤	憲	昭	君
同	章	果	参	<u> </u>	事	石	田	秀	_	君
同課	裸総務・	危機	管理	室副	参事	五	上嵐		博	君
財	Į	文	誹	1	長	田	邉		覚	君
同	課 契	約	検3	査室	長	大	西		敏	君
司	課	財	務	係	長	長名	陪名		淳	君
同	課	管	財	係	長	須	貝	直	毅	君
政	策	推	進	課	長	Щ	田	和	浩	君
司	章	果	参	<u> </u>	事	木	村	祐	<u> </u>	君
同課企画政策室長						東海林			豊	君
同課情報化推進室長					中	村	豊	昭	君	
同課情報化推進室副参事						菊	池		隆	君

自治振興課長 同課自治振興室長 同課公共交通係副参事 会計管理者会計課長 防 長 消 消防本部次長 消防本部総務課長 選管・監査事務局長 監查委員事務局次長 選举管理委員会事務局次長 荒川支所長 神林支所長 朝 日 支 所 長 山北支所長 商工観光課長 同課観光交流室長

川崎光一君 前川龍也君 細野弘明君 村 るみ子 君 中 長 研 一 君 小島邦広君 倉 松淳志君 佐 藤 直人君 木一良君 鈴 原 明君 菅 |||剛君 小 木 芳 晴 君 鈴 岩 沢深雪君 斎藤一浩君 竹 内 和 広 君 小川智也君

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一 次 長 大 西 恵 子

(午前10時00分)

委員長(鈴木いせ子君) 開会を宣する。

日程第1 議第102号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

おはようございます。議第102号は、損害賠償の額を決定し和解することについてである。平成28年9月15日、市職員が桑川漁港内のパトロールのために庁用車で立ち入ったところ、相手方船舶の牽引ロープを踏んだことにより、船舶が動き、船底を損傷させ、かつ相手方も左手を負傷したものである。本件事故については、市職員の車両運行上の安全確認が十分でなかったため発生したものであり、村上市がその責任を負うこととして、船舶修繕費として32万4,212円、慰謝料及び治療関係費として23万4,807円の計55万9,019円を買収することについての決定をお願いするものである。以上、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

木村 貞雄 この船揚げ場の関係なのだけれども、結局船揚げる仕事の最中なのか、揚げてしまって固定していたときなのか、その辺伺いする。

山北支所長 出漁を間近に控えた係留中ということで聞いている。

鈴木委員長 もう一度。

木村 貞雄 ちょっとわからない。わかりやすく。

鈴木委員長 もう一度ゆっくり。

山北支所長 出漁を準備している間の係留中の事故だということである。

木村 貞雄 私が聞いたのは、船揚げるときというのは海からおかに揚げるわけだけれども、岩 船もそうだけれども、一旦休みに入ると固定するのだ。私今言ったのは、作業中な のか、ただ半端で作業中なのかということ。

山北支所長 そこのところにもう既に船を揚げていて、ころのところに船を揚げた状態になって いて、作業中ではなかったということだ。

木村 貞雄 私もその仕事したことあるのだけれども、岩船漁港。長く長期的に休むときは揚げて、両側に突っ張りして固定するのだ、船を動かす人は。そこでいろんな、連休の場合もあるし、そのことについてだけれども、何かわからないのだよね、今のあれでは。

山北支所長 長期に船を揚げたまま係留しているわけではなくて、また出漁をするというために 一時的にそこに揚げたというふうに聞いている。

木村 貞雄 そこの船揚げ場というのは結局仕事場で、要するに現場になるわけだけれども、そこは車自由に出入りすることできるのか。

山北支所長 ふだん漁港内には関係者以外は立入禁止なっている。ただ、そこのところに車道が あって、先ほど議案の説明の中でもお話しさせていただいたとおり、パトロールの ためにそこに立ち入ったということである。

木村 貞雄 ちょっと何回も聞いて悪いのだけれども、この仕事というのは、本来であれば本庁 の仕事なのだけれども、合併後距離的に遠いということで山北でその仕事請け負っ ているわけなのだけれども、その職員というのは、そういう現場に行ったことある のだか、その辺。

山北支所長 直接漁港の管理を担当している職員ではないが、時の上司のほうから、先ほどの説明ではなかったが、堤防内の釣り客であるとか、それからごみの不法投棄といったような関係で漁港内を巡視するようにということで、漁港内に立ち入ったものだ。

木村 貞雄 各議会のあるたびにこういう損害賠償あるのだけれども、やはり緊張感足りないと言えばあれだけれども、普通の一般の職場であれば、朝のミーティングで現場のほうは特にあれなのだけれども、朝仕事にかかる前というのは、その日のきょうの1日の安全を確認するわけだけれども、どこに例えば危険が潜んでいるとか、そういうことをしながら安全に入るのが普通の一般的な職場の関係なのだけれども、そういったことは考えていないのか、総務課長にお伺いいたす。

総務 課長 毎朝各課においては朝礼をしている。この朝礼の中で外出する場合、それから天候が思わしくない場合等については、外出する場合、それから例えば外での作業する場合は注意をするようにということで、各課長から伝達をして注意喚起をお願いしているということであるし、先ほど委員からお話あったように、こういった損害賠償等の事件が多発しているので、交通事故も含めて注意喚起を副市長のほうから徹底するようにということで注意喚起を促しているところである。

木村 貞雄 終わる。

河村 幸雄 木村委員に補足する。漁港内のパトロールということだけれども、それだけ船揚げ場で混み合う場所ということであれば、その場所だけでも車からおりてパトロールをするとか、場所、場所に対応したパトロールの方法があるかと思う。今後のあり方というふうに考えたときに、そういうことも可能かと思うけれども。

山北支所長 今回の事故は、職員の不注意によるものである。こういったようなパトロールのあり方であるとか、今委員おっしゃられたような方法であるとか、十分留意して今後 業務に当たらせていただきたいと思う。 河村 幸雄 以上だ。

小杉 武仁 おはようございます。この船舶の所有というのは個人所有なわけか。

山北支所長被害者ご本人の船である。

小杉 武仁 この休漁補償費、これというのは、個人で漁業を営んでいて所得があって、その漁 に出られなかった分の補償という解釈でいいわけか。

山北支所長おつっては、共済会の算出によるものだ。単価については、共済会の算出によるものだ。

小杉 武仁 先ほど山北支所長のほうから、職員の方がパトロールして事故を起こしてしまった ということだったけれども、この注意喚起の部分、例えば先ほど釣り客の方がいらっしゃる場合とか、湾内の、港内の安全を確認するためというお話あったけれども、 例えばその釣り客がいたときというのは注意してきたのだろうか。

山北支所長 事故当時は、恐らくそこで事故が発生しているので、その事故処理に当たったので、 その当日については釣り客に対する・・・釣り客がいらっしゃったかどうかも含め てちょっと確認はとれていないが、いらっしゃったとしても、そこの方に注意喚起 をする時間的ないとまというか、そういったことは行われていないと思う。

小杉 武仁 例えば今ほど関係者以外は立入禁止というお話あったけれども、その注意喚起の看板であったりとか、今後も恐らくこういう事案がケースとしてはこれ違うかもしれないけれども、出てくる可能性というのは各港であると思わないか、今釣り客も大分ふえているし。その辺の対応をある程度考えないとだめなのかなというふうに思うが、いかがか。

山北支所長 漁港の立入禁止もしくは安全確保については、看板が設置してあると存じているけれども、具体的に今ここの現場である桑川漁港について、どの位置に注意看板が設置されているかというのは、申しわけない、確認はしてまいらなかった。ただ、今後についても、各市で管理する漁港については、現場のほうを確認させていただいて、もし必要がある、それから不備な点があれば、私どものほうでそういったものについては検討させていただきたいと思う。

小杉 武仁 速やかにやっていただいて、まず安全であるということが大事なので、よろしくお 願いしたいと思う。以上だ。

佐藤 重陽 ちょっとお尋ねしたいのだけれども、先ほどの最初の木村委員のときの説明の中でだと思うのだが、係留中だけれども、次の出漁のための状態を保った係留なのだと、こういうことだったのだけれども、相手方が左手を負傷したということは、そのときにやはり何か出漁のための準備作業をしていたということなのか。

山北支所長 どのような作業をされていたかというのは、大変申しわけない、確認をしていないが、たまたまその船舶の所有者である今回の被害者の方が船に脇においでになったと。車が近づいてきたときに、右手で車のところにとめてくれというような合図をされて左手で船を押さえたと。その船を押さえている左手で打撲等の負傷を負ったということである。

佐藤 重陽 本会議の質疑の中に出たような気もするのだけれども、はっきりちょっと聞き覚えがないのだけれども、では当事者のその市の職員に対する今回の責めというか、それは何らかの措置がなされていくのか。

総務 課長 本会議の際にも申し上げたが、議決をいただいた後に市長の諮問に応じて懲戒委員会を開いて処分を決定する。どういう処分になるのかは、その懲戒委員会の検討の中身で決まってくるということである。

佐藤 重陽 その後どうなるのかわからないけれども、余りこういうことで責任を大きくするの

も気の毒だし、どういう事故かにもよるけれども、不慮の事故だとしたら余り大きな問題にはしたくないけれども、ただ、かといって過去にこれ本会議の中の質疑で出たと思うのだけれども、その相手方の名前を伏せるのはそれはいたし方ないけれども、事故を起こした当事者の市の職員の中にそういう責めを帰すような場合には、やっぱり今後のことも考えて逆に戒めの意味も含めてその名前は公表すべきでないのかなという話が出たような記憶があるのだ。そういうことについて、それ以降今回のことも含めてそのことについて庁舎内では何かそういうこと相談されているか。

総務 課長 記憶が正しければ、昨年の9月の定例会から損害賠償の相手方については名前を伏して報告申し上げている。職員の実名の出し方については、以前から再三お答えを申し上げてきたわけであるが、一応処分を下してそれ相当の処分を受けているということもあって、実名は避けてきたということである。ご理解いただきたいと思う。

佐藤 重陽 いや、以上だ。ありがとうございます。

小杉 武仁 船舶修理費と休漁補償費の、要はその内訳というのはわかるのか。

総務 課長 休漁損害費が3万2,000円、それから慰謝料が14万円、それから通院費が4,740円、 それから治療費、これは薬代も含まれるが、5万8,067円。

小杉 武仁 船舶修理費お願いする。

総務 課長 申しわけなかった。船舶修繕費については32万4,212円である。

小杉 武仁 ありがとうございました。

[委員外議員]

姫路 敏 これ、昨年の9月15日だよね。今この議決を得られないと、これらのお金というの は一切支払われないという感覚でよろしいか。

財政 課長 この案件については、既に共済会のほうからお金のほうは本人には支払われている。 姫路 敏 それ最初に言ったほうがいいかなと思うのだけれども、みんな保険対応だよね。恐らく現場行って、いろいろなことで対応するのも、保険渉外委員が全部調査した上で、その調査報告に基づいてのお金が上がってきて、市からはとりあえずは出すお金いうのは、保険金は出すけれども、掛金というのは。掛金がそれによって上がったりということも含めて、どういうふうなことになるか、今後はこれだけ続いていれば。保険というのは掛金上がるわけだから、その辺保険屋さんから支払われるということだね、このお金全部全て。市の税金から払う分は掛金だから、掛金はどんなふうになる。

財政 課長 このたびの案件を含めて、現在何件か年間にあるけれども、今の段階では特にその 掛金がそれによって高くなるというところまでは行っていないという状況だ。

姫路 敏 終わります。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第102号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第103号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第103号についても、損害賠償の額を決定し和解することについてである。平成

29年4月21日、村上市府屋地内において市職員が運転する庁用車が市道を直進していたところ、前方を走行し、丁字路で右折しようと停車した相手車両に後方から追突し、車両を損壊させたものである。本件事故については、市職員の車両運行上の安全確認が十分でなかったため発生したものであり、村上市がその責任を負うこととして、車両修繕費として41万7,000円、レッカー及び台車リース代として20万2,320円、計61万9,320円を賠償することについての決定をお願いするものである。なお、先ほど委員からご質問あったが、このお金についても、共済会から既に支払い済みということである。以上、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

鈴木 好彦

車両運行上の安全確認が不十分だったということだが、例えば出合い頭とか何かであれば、ある程度起こることは想定されるけれども、追突というのは、前方不注意だと思うのだけれども、これは本人の身体的状況、いや、例えば体に何か支障があって追突したのだというようなことについての確認はされているか。

山北支所長

事故を起こした市職員については、通常の身体状態であった。

鈴木 好彦

その辺実は非常に不思議でしようがないのだけれども、危険予知運転をふだんから 励行していれば、少なくとも追突というような事象は起きないのではないかなと思 うのだけれども、ぜひこの辺の徹底を図っていただきたいなと思うのだ。それから、 続けてだけれども、消防署山北分署付近ということだから、追突車両というのは消 防車か。

山北支所長 鈴木 好彦

いえ、市の山北支所に勤めている職員で、そこで使用している一般の庁用車である。 そちらの修理費もかかってるいるよね、すると。

山北支所長

市の車両の修繕費については、47万5,265円かかっている。

鈴木 好彦

総額100万円ぐらいに相当するわけだが、本人、当事者を萎縮させるわけではないのだけれども、何か最近非常にこういう事故が多いような、私の感じで申し上げて申しわけないのだけれども、多いような感じがするのだ。どこか効果的な事故防止、事故撲滅の対策を立てていただきたいというふうに希望するのだ。

総務 課長

私も、就任してから非常に毎日のように報告が上がってきている。これではいけないということで、実は前の月の事故状況をこういう事故がこういう件数あったという報告を職員に向けて発信はしているのだけれども、それでもやはりちょっとした事故が後を絶たないということであるので、これは管理職も含めて周知徹底するように、また厳重に交通安全に努めるようにということで、それしかないわけであるが、お願いしている。あと、やはり市民から村上市という名前のついた車が30キロ制限のところをかなりのスピードで走っていったとか、水をはねていったとか、それからどこどこにとまっていたとかというふうな情報もいただいている。このいただいた情報をもとに、所管課の課長には注意してくれということで流しているわけであるが、なお最良のほかにもいろんな方法があるかと思うので、検討していきたいと思っている。

鈴木 好彦

対策について、しようがないというようなあきらめの気持ちを持たずに、実効ある、職員が市民のためにこれは気をつけなければいけないなというような気持ちを持っていただけるような対策をぜひとっていただきたい。もう一つ、年間の共済掛金、この金額幾らになるかだけ教えてくれ。

財政 課長 こちらのほうは、また28年度は後の決算のほうでもご報告をいたすけれども、29年

度であると373台分プラス新規があるので、全部で620万円の自動車分の共済掛金を掛けている。

副 市 長 それでは、私からも発言をさせていただく。先ほどの議102号も含めてであるけれども、委員の皆様方からご指摘のように、大変職員のこういった事故が多く発生をしている。昨年就任をさせていただいてから、1回は交通違反、それから事故を起こした職員に関しては、村上警察署の署員の方から講習会を開催いたして注意喚起を促しているところであるし、これまでも数回にわたって私のほうから文書をもって職員に対して注意をするようにというようなことも行ってまいった。今後こういったことのないように、さらに私も含めて気をつけるように改めて注意喚起をしていきたいというふうに思う。よろしくお願いする。

佐藤 重陽 職員が市役所というのは多いわけだから、これまた総務課長、副市長もいろいろ啓蒙活動お願いしたいと思うが、実際には大変だろうなということで察しがつく。そういう中でも、私この議案の中でこの何年か見て気になるのは、もしかして酷使しているのかなと思うのは、山北支所かかわりが多いような気がするのだ。これは、支所で余り支所長酷使しているのではないか、その辺そういう言い方したら悪いけれども、半分冗談だけれども、ただやっぱり支所の中でのそういう逆に言うと啓蒙活動というのも少し考えていったほうがいいのかなというふうなところも感じているのだが、いかがか。

山北支所長 山北支所が多いというご指摘である。職員の不注意によるこういったような事故、 不祥事があって大変申しわけないと思っている。先ほど総務課長のほうからもお話 あった。朝礼の際にも、交通事故には気をつけてくれということで職員の方には呼 びかけをしているところであるけれども、職員の身体の健康、そういったものも含 めて今後より一層留意していきたいと思う。

佐藤 重陽 お願いする。

[委員外議員]

姫路 敏 先ほど説明の中で、今回61万9,000円、山北のその公用車直すお金か、40万円ぐらい。 この40万円ぐらいというのは、保険から出るということではないわけだよね。そう なってくると税で、市民の税からその公用車を直すという考え方でよろしいのか。

財政 課長 当方の車両の損害分についても、共済会の掛金のほうから支払いがされる。

姫路 敏 わかった。安心いたした。40万円だということで、修繕費で上がってくるのかなと 思ったのだが、そうではないと、こういうことでよろしいね。

小杉 和也 後方から追突して41万7,000円の車両の賠償費がかかっているということなので、かなりの事故だったのかなと思うけれども、慰謝料とか治療費関係が上がっていないのだが、けがというのは大丈夫だったのか、相手方のほう。

山北支所長 人的な被害はなかった。

小杉 和也 事故当時の立ち会い状況とか、その辺ちょっと時系列で詳しく教えてくれ。

山北支所長 時系列的なものは、今回調べてまいらなかった。大変申しわけない。ただ、事故のときの概要を説明させていただきたいと思う。7号から府屋市道1号線に入って、村上方面から見ると山北支所に向かっていた。先ほどお話もちらっと出たが、消防山北分署のところは、右折可能な右折レーンがある。前方を走っていた被害に遭われた車両がそこを右折するつもりで走っていらっしゃったようだけれども、そこの右折レーンを通過してしまって左側に停車をされた。そこに後続して走っていた市

有車が右後方の側面部に追突をしたといったような事故概要である。

(何事か呼ぶ者あり)

渡辺 昌 職員の中でも公用車を使うというのは、本庁とか支所にもよって違うし、部署によっても違うと思うのだけれども、職員の中のどのくらいの方がこのふだんの業務の中で運転というのはするというのは、大ざっぱで結構だけれども、わかるか。

山北支所長 業務にもよるけれども、ほぼ全員が免許を有しているので、全員がその業務に必要 なときに公用車を運転するということになっている。

総務 課長 補足するが、公用車を運転する場合に、免許証のコピーと、それからどんな保険に入っているかということを念のために、公用車のほかに私有車を運転する場合ある。この場合、私有車の運転させてくれという届け出を出させていただいているが、そこには保険の種類だとか対物の金額だとか、それを全部証拠書類として添付した上で申請を上げてもらっている。保険が不足の場合は、幾ら自分の車であったとしても、公用には運転させないという決まりでもって対応している。それから、今ほど支所長からあったどんな職員が運転するのかということなのだが、例えば外に外出の多い保健師、それからその他の外とのやりとりがある業種については、ほとんど毎日のように運転しているわけであるし、あとその他の職員については、例えば建設関係だと現場を回ったりとかということで外に出て運転している。以上である。

渡辺 昌 臨時とかパートの方が運転して出るということもあるわけか。

総務 課長 その所管の課長が認める場合は、臨時職員の運転も可としているようだ。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第103号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第104号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(自治振興課長 川崎光一君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

自治振興課長 それでは、議第104号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 制定についてご説明申し上げる。本案は、村上市勤労青少年ホームが平成30年3月31日をもって廃止されることから、本館部分については、これまで地域からの要望 が高かった瀬波地域コミュニティセンターとしてご利用いただくこととし、本条例 に加えるものである。その背景といたして、近年の生活スタイルの多様化により、 勤労青少年、39歳以下の利用が減少しており、そのためホームの登録者数、15歳から39歳の労働者の割合も減少している。このような利用の現状を踏まえて、年齢を 問わず幅広い世代からご利用いただくため、地域に根差したコミュニティ施設への 用途変更をし、また瀬波地域の市民協働のまちづくり活動拠点施設として活用の充実を図ることとしたものである。以上、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第106号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長(財政課長 田邉 覚君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長

本案は、国土調査により用悪水路とされた土地について、国土調査の誤りが確認されたため、国土調査以前から占有していた個人に譲与し、個人の所有権を明確にするものである。国土調査の修正で対応すべき事案であるけれども、修正を行うには一旦昭和44年の調査完了直後の状態に戻すことが必要とされている。しかし、50年近い歳月が過ぎていて、分筆や所有権移転など多様な対応がされた土地が多くあって、関係人も多く上ることから、国土調査完了直後の状態に戻すことは事実上不可能であって、個人の所有権を明確にするための解決策として、現況に合わせ境界を確定いたして市有財産の譲与という形をとるものである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

姫路 敏

旧荒川町のところだよね、これ。きょうは荒川支所長いらっしゃるが、荒川の坂町のところのJRとの境目というのも、これ四、五年前に実は荒川町のものだったということが判明したのだ。四、五年前ではない。もうちょっと前だ、6年ぐらい前、おわかりだと思う。測量し直し。あわせて、荒川の松山のところ、あそこも恐らく測量をしっかりやればその上にこの前は公道のところに住宅建てたりなんだり、非常にまんぱちなところが多いのだ、荒川地区というのは。これらについてひとつ整理して今後対応していかないと、こういうものがいっぱい出てくる、旧荒川町の場合。その辺のところも今回だけでは、この議案だけではなく、今後の課題としてちょっと考えてもらいたいと思うが、支所長どうか。

荒川支所長

確かに委員言われるように、昭和30年代から40年代にかけて国土調査が終わったけれども、この国土調査のずれが著しく、事あるごとに出ている。私どもとしても、その事案が発生したときの対応が非常に苦慮している。今後この国土調査のずれを修正なども含めて検討してまいりたいと思っている。

姫路 敏

だから、この議案出て私はあっと思ったんだが、それともう一つ、この旧5市町村の中で荒川町だけが地番のところの荒川町、いわゆる荒川地区の例えば松山という自治集落はあるのだが、住所がない。いわゆる地番が大津になっていたり、佐々木になっていたり、羽ケ榎になっていたりと、あそこいろんなのが加わっているわけ。非常にその辺の住所表示もわかりにくいところもあるので、ここら辺も少し含めて一度ちょっと精査なさったほうがよろしいかと思うが、支所長どうか。

荒川支所長

委員おっしゃるとおり、旧荒川町地内、特に大字坂町が切田から佐々木まで広く存在している。非常に行政区の行政区割りも不明なところもある。合併前に住居表示の制度を取り入れて整理しようとしたところにもあった。なかなかそこまでたどり着けなかったのだが、今後の大きな課題として、地区の課題として検討してまいり

たいと思う。以上だ。

本間 善和

今のこの国土調査の誤りということで、個人の方にお返しするという格好になるわけだけれども、この誤りを気づいたのがいつなのかもちょっと問題だと思うのだけれども、これまでの誤りの間の固定資産税というのは、誤りがなければ本人が納めなければならない固定資産税だと思うのだ。その辺のところは、いつごろ気づいてどういうふうな措置しているのか、ちょっとお伺いしたい。

荒川支所長

この土地の問題については、発覚したのが平成24年の4月のことである。それから、 相談を受けて現地調査などをして今日に至ったわけだが、この土地は、鮎瀬川排水 路というところであるので、その分についての面積は課税されていない。

本間 善和

たまたま国土調査のことなので、あれだけれども、今間違いがあったという格好であれなのだけれども、この国土調査というのは、宅地とか森林とか雑種地とかいろいろな地目があると思うのだけれども、国土調査のこの間違いの許容範囲というのはこれはあるものなのか。許される範囲というのか、実測と国土調査との数字のこの許容範囲というもの。

荒川支所長

国土調査との現地の許容範囲は、ちょっと私知識ないので、申しわけない。

本間 善和

質問でないのだ。ぜひ調べてみてくれ、あるはずだ。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5

議第115号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、担当課長(財政課長 田邉 覚君、商工観光課長 竹内和広君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長

今回の土地取得特別会計の補正については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億 1,500万円を追加し、予算の規模を1億1,502万円にしようとするものである。瀬波 温泉の中心部に位置する現在の香藝の里の土地、建物について1億1,502万円にしよ うとするものである。瀬波温泉の中心部に位置している現在の香藝の里の土地、建 物について、瀬波温泉活性化のために取得するものである。行政財産として活用す るまでの間、普通財産として先行取得するという形になることから、この土地取得 特別会計で行うものである。補正の内容であるが、初めに歳入について、こちら7P、 8 Pになる。第2款土地開発基金借入金で1億1,500万円を追加いたした。土地、建 物の購入金額に合わせて基金から借り入れをするものだ。この土地開発基金である けれども、公用もしくは公共用または公共の利益のために供する必要のある土地、 建物をあらかじめ取得することによって、事業の円滑な執行を図るために積み立て をしている基金であって、この基金の運用を条例によって土地取得特別会計で行う ことになっているものだ。今回この基金から借り入れた金額は、今後一般会計から 土地取得特別会計に借入額と利子分を合わせて支払って、土地取得会計から借入金 と利子を基金に戻して改めて積み直しをするということになる。次に、歳出9P、 10Pになる。第1款財産取得費の1項1目公有財産購入費であるけれども、こちら の説明欄、土地購入費で4,068万円及び家屋の購入費等で7,432万円の計1億1,500万 円を追加いたした。土地は宅地1筆である。1,360.82平方メートル、建物は店舗部 分が鉄骨づくり瓦ぶき3階建てで、延べ946.99平方メートル、美術館部分が鉄筋コ

ンクリートづくり瓦ぶき2階建て498.24平方メートルだ。この価格については、適 正な額を算出するために不動産鑑定を実施し、展示等での利活用も想定した公共公 益施設としての鑑定額をもとに設定をいたした。なお、引き続いて商工観光課長の ほうからもご説明をいたす。

商工観光課長 それでは、所管である施設であるので、私のほうからちょっと補足という形で説明 をさせていただく。経緯については、さきの全員協議会でも申し上げたとおり、昨 年の5月ごろから市長のほうに申し入れがあった事項である。さきの全員協議会で お示ししたとおり、地域からの要望書等を受けて、これまで1年以上検討してきた わけだが、最終的にこの物件は市として購入すべきと判断したものは、さきの本会 議で本間善和議員からの質問に市長の答弁にあったように、今瀬波温泉の現状を考 えた場合、入り込み客の落ち込みは非常に落ちているということである。温泉の活 性化策は、これまでもいろんな施策をやらせてもらったが、実数といたして平成28年 度の数字が37万3,000人、震災前にあったやつが45万であって、震災時に約39万まで 落ちたと。それが一時復活したのですが、また震災時の後のときよりも2万人近く 落ちているということ。これらの抜本的な対策の中で、いろいろこの土地の購入に ついて1年以上内部で検討してきたところである。ちなみに、私もピークどのくら いだったのかと調べたら、ピークは65万人ぐらい来ていた時代があるという数字が 出ているので、もう半減とは言わないが、5割から6割近い数字まで落ちていると。 経済効果については、なかなか統計上で出すことは難しいが、相当なお金が地元に 落ちていないのだろうなというふうなものが旅館数の減少にも反映しているかなと いうふうに思う。先般瀬波温泉のほうで納涼祭等をやった。地域の方が一生懸命瀬 波温泉を盛り上げようということで、潮太鼓やらいろんな出店をしたわけなのだが、 私も夜参加してきて、ぱっと左を見るとあの施設が真っ暗であった。真っ暗やみで ある。何とか瀬波温泉の中心街に明かりをともしたいという思いを私どもの課とし ては持っている。今なぜこの時期に購入かというところも、大きなポイントになろ うかと思う。昨年来所有者の方からのご要望、地域の要望を受けて、私どものほう で所有者である社長と何度か、10回以上いろんなやりとりをさせていただいた中で、 実は社長自体も体調が悪いというのも事実であって、現在も入退院を繰り返してい るわけでなのだが、あの美術館自体は今年末をもってもう閉めるということで、売 却を考えているということは言われている。物品も、ちょっと正確な情報ではない けれども、今月中にということで、市外の美術業関係の人と実際物を運んで、現在 は美術品のほとんどが先週聞いた話では今週中に運ぶというような情報も出てい て、閉める準備はされているが、その閉める準備といたして、どうしても売却が必 要だということの申し出もある。土地取得特別会計のほうで予算を計上させていた だいた理由については、先ほど財政課長のほうから説明あったとおり、まだ用途が はっきりしていないと。ただ、私どもの課としては、地域温泉活性化の中に地域の 要望、それから温泉関係者の要望を入れて、何とかもう一度瀬波温泉に光をともし たいと。そのキーの場所は、あそこであるという判断からご提案をさせていただい たものである。以上である。

(質 疑)

小杉 武仁 質問しようと思って準備してきたの、みんな竹内課長答えてしまったので、別な視 点からちょっとお話ししたいのだけれども、この旧香藝の里、現在も運営されてい るけれども、利用するに当たっては、改修工事が必要になってくるのか。

商工観光課長 必要になると思う。必ず必要になるのは、空調設備は必要になるということは現在 把握している。なお、美術館のほうは、私夏場も何回も行っているのだが、非常に 涼しいのだが、どうしても右側の店舗部分、あそこはもうエアコンが故障している という状況なので、必ず改修が必要という判断をしている。

小杉 武仁 その観光地のいわば瀬波温泉街の中心部に当たるところなのだけれども、今後観光 の拠点として有効に活用していきたいというお話あったが、例えばそのつくりがバ リアフリーであったりとか、身障者でも入りやすいような施設をつくっていかねば ないとか、さまざまな構造上の問題がこれから出てくると思うのだけれども、その 辺の見込み、協議というのもこの購入の段階でされたのか。

十分な検討はしていないが、バリアフリーは、委員おっしゃるようにあの建物はバ 商工観光課長 リアフリーはちょっと不足しているかなと。あと、エレベーターがないので、その 対策はどうするのかというところは大きな課題だと。先ほど確実にエアコンは言っ たが、今小杉委員ご指摘のように、拾い上げていって、全部これがここは必要だ、 経費は幾らだという積算まではちょっと至っていない。

地域の方からの声や要望があったというふうなお話あったけれども、具体的に話せ 小杉 武仁 る範囲でいいのだけれども、どんな形で本人たちは考えているのだろう。

商工観光課長 先ほど言った昨年の4、5月ごろ、私どもに話が来ると同時に、地域にもその情報 は大きくふれ回っていて、その当時から地域の人も、私が先ほど言った説明と同じ 背景のほうは重々、私どもより切実に感じているわけなので、それらの中で瀬波温 泉のほうには連絡協議会という組織がある。そこには、実は区も入っているのだが、 温泉関係者が中心である。現在瀬波温泉の中の地域活性化委員会でも、何とかそれ を活用したらこういうのをしたいねというのは、もう先週お伺いしたら、まだ議決 も何もなされていないけれども、やるとしたらこうだよねという話は、もう集まっ てされているという話も先日お聞きしているところである。具体的な提案はまだ受 けていないが、地域できちんと考えたいという意思は強く関係の事務局のほうから 私のほうには届けられている。

観光、そして温泉の拠点として、また中心の位置する場所だ。これ本当に、私も全 河村 幸雄 て反対ということでない。大切な場所であるということは理解しているが、先ほど から本当に最終的に何を使うかが明確でないということがやっぱり市民に対しても 説明ができない。やっぱり大事なことだと思うのだ。たとえ話だけれども、月岡で あれば旅館業組合であのようなお土産屋を経営したり、おせんべいを焼いたり、新 潟県の酒をしたりとか、そういうビジョン、方向性があってということがやっぱり 大切なことなのかなというふうに思うけれども、その辺どのようにしたいのか。

商工観光課長 河村委員のご指摘のところはごもっともだと思う。普通今一般的には、やはりこう いうものに使うからこの土地を買わせていただきたいというのはセオリーという か、今までの行政の中でもそのような手法で議会にご提案申し上げ、ご議決をいた だいて事業化に結びつけているというのが今までのところである。今回このところ で、私どものほうではっきりこれと使いたいというものを明言していないものの理 由の一つには、限定したくないというところがある。所有者は、美術館で使えばい いではないというようなことも私どもに言っている。でも、役所が美術館を経営す るには、それなりの物すごいパフォーマンスと維持管理コストがかかると。美術館 として買うなどとも言えない。これからやっぱり市長のほうからの指示で、地元と

役所だけ考えてはだめだよというのは、市長から強い指示を受けている。やはり活性化するには、それなりの仕掛けをしていただける知見のある方の意見を聞けという指示をいただいている。どうしても小さい器で、私ども行政も地元も地元のことしか見えないものだから、どうしても小ぢんまりとしたありきたりの計画になる。それではだめだと。これだけの多額の税金を使わせていただいて購入するのであれば、やはりきちんとした計画を出せるのに時間をかけるべきではないかということで、今回温泉の活性化施設というちょっともうぼわっとした形での購入の理由にさせていただくが、思いはそれらを入れながら前向きに、アグレッシブに活性化施設につなげていきたいという思いであって、今回言う発言が何々に使うということが、それらのその発言がこれからの議論の足かせになるのを嫌ったというのが実情である。

河村 幸雄

土地購入が4,000万円何がし、家屋等が7,400万円何がしという価格である。この土地、建物の評価額というか、専門家から見たときの値段は適当なのか、ちょっと私わからないところがあるけれども、教えていただきたいと思う。

商工観光課長

不動産鑑定という国の資格のある方にお願いをした価格である。土地については、標準値の価格と一般的な土地の算定とさほど変わりはなく出されている。それから、建物が実はいろんな意見が分かれるところがあるが、あの建物を生かしてやるのであれば、あの建物はさきに写真等を配付させていただいたとおり、非常に天井が高く、堅牢なつくりで、今あのような建物を建てる人はいないぐらい堅牢なつくりをしている。その建物を最大限に生かす。はっきり用途のない中でも、あの建物であれば想像できる用途はある中で、どのような位置づけで評価するかということは、不動産鑑定の方と何回かやりとりをさせていただいた中で、あの建物を有効活用する価格の仕方としての評価、基本的には再建築評価を用いてそこに経年での落とし方、それから一体としての補正等をかけて価格を出した結果が今回の査定結果になっているというところである。

河村 幸雄

この温泉の地域においては、問題が盛りだくさんというか、市民会館の今後ということもある。スケートパークもある。1つすゞきケ池の跡地はどうなるのだろうかとか、諸上寺公園の展望台は壊れているけれども、修繕するのも大変だとか、いろいろな問題が抱えている中でこういう話が出てくるということが市民にとってはどういうものなのかとかというような話も、我々以上に話題となっているのが現状である。その辺を考えて進めていかなければならないと思う。答えはいい。以上だ。

委員長(鈴木いせ子君)休憩を宣する。

(午前10時58分)

委員長(鈴木いせ子君)再開を宣する。 (午前11時14分)

佐藤 重陽

ちょっと最初に確認させてもらいたいのだけれども、商工観光課長きょう来ると思っていなかったので、あれだったのだけれども、本会議のときにもちょっと・・・本会議だったか、全協だったか確認させてもらったのだけれども、その今の瀬波温泉の入湯税どれぐらいかいうので、5,000万円からあると、こういう概算だったのだけれども、考えると観光客や何か宿泊客が減ったのかどうかという、そういう話が

出ているけれども、思い起こすともう10年ぐらい前から5,000万円以上の入湯税は上がっていたと思うのだけれども、その辺そうすると逆に変わっていないのか、それとも入湯税自体が上がっていて観光客が減ってきているから、観光客が減ってきているけれども、入湯税自体が上がっているから10年前と金額がそう変わらないのか、その辺どうなのか。

商工観光課長 済みません、私入湯税の、税務課でその経験がないものだから、単価が上がったか どうかというところはちょっと把握していないが、申しわけない。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木委員長 どなたかわかる方いらっしゃるか。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木委員長 いないだろう。

佐藤 重陽 いや、事前に

いや、事前にそうすれば聞いておけばよかったのだけれども、いや、何かといった ら、私これの最終判断をどこで決めるかというときに、この1億1,500万円の拠出を。 もう瀬波温泉に対する今までの入湯税に対して、目的税として集めながら、ではそ れを地域観光として還元してきたか。瀬波温泉に、県としてはいろんな海岸事業や 何かやってきてもらってきた経緯はあるけれども、市として還元事業を何かやって きただろうかと考えたときに、そういう直接的なものがなかなか見えないので、そ の辺で腹を決めるしかないのかなというふうに思っているわけ。というのは、課長 ちょっと入湯税の話飛ばすけれども、この1年かけていろいろ考えてきたのは、買 えないものをどうやって買うか苦労したから、商工観光課長、額の光が今まで以上 に光り、つや出てきたのかなというふうに思っているので、苦労したなということ が本音なの。全協のときも言ったけれども、私もあそこを求めることについては商 工観光課長、皆さんのところに働きかけに行った。しかし、目的がないから買えな いのだと。市としては、目的のないものに対して金を出すことというのは理解が得 られるだろうか。市の立場としては、それは言えないのだと。手を出せないのだと いうことが1年前にあったわけだ。そのものを1年かけて買う、きょうの商工観光 課長の気持ちを、考え方を聞いても、気持ちは伝わってきたけれども、中身がない のだ。本当にああ、これは何とかして買わねばないということが先に来ているから、 その気持ちわかるのだけれども、そう言ってはなんだけれども、ただ私心配なのは、 本当に。もともと行政の皆さんが1年前に心配していたのと同じことで、利用目的 もはっきりしないままにこの特別会計を使って、しかも基金を使って基金借り入れ をしながら購入することが今後のためにどうなのか。過去の例でいくと、私の中で 考えられるのは大体が公共事業、いわゆる道路や何かに将来係る土地を先行取得す るのだと。そのために土地開発公社を使って、基金を使って先行取得するというケ ースが圧倒的に多いのではないか、そういうそれに類するものが。今回みたいに地 域振興のためにいずれ必要になると思うから、地域の皆さんと考えながら答えを出 すから、まず先行取得させてくれというような形の取得の仕方というのは、過去に あったのかなと思うのだけれども、どうだろう。その今の基金の使い方と土地取得 会計を考えてみて、過去にこういうものが、例として出せるものあるか。

財政 課長 合併後はないのであるが、合併前からのいろんに経緯見て、やはり今委員がおっしゃったような公共の道路用地であるとか、あらかじめ目的が明確であるものについて普通財産として購入をしておくというのは、実際本当にそれが基本的なやり方だというふうには考えている。

佐藤 重陽

そうなのだ。だから、なかなかさっき言ったように、私この問題によしとして答え を気持ちよくということはないけれども、出すためには、地域の要望に少しでも近 いもの、普通であれば行政として考えも定まらないものを求めない土地を、いわゆ る瀬波温泉の今までの貢献度、何かといえば、今まで年間5,000万円以上の入湯税を 一般会計の中に入れて運用してきたわけだ、村上市として。そのことを考えたとき には、今後の瀬波温泉の振興のためにこの土地を求めようではないかというところ がやはり一つのポイントかなというふうに思っていたので、その辺を決めてもらい たいというか、満足いくようなところがないにしても、その辺が一つのポイントか なということが1つ思っていたのだが、どうか、それ私の言うことに対して。

商工観光課長

入湯税は、合併前からも今佐藤委員おっしゃったように、その使途についてどうな のだという議論は本会議の中でも何回かやりとりがあったというのも記憶している し、それに対して瀬波温泉を初め観光振興のために、明確な形で温泉のためにこれ やっているというような充当というか使途は、私もちょっと前財政とか経験させて もらったものだから、なかったかなというふうに記憶はしているところである。な ので、今の佐藤重陽委員がおっしゃったことは、私どもへのしっかりしろよという、 きっちりしたもので、必ず断固たる決意でその温泉の活性化にやるのであればみた いなところの応援のメッセージみたいな形と勝手にとらさせていただいたけれど も、委員おっしゃっているのは事実であるし、温泉関係の方からも、幾度か入湯税 どうなっているのだというのは聞くが、今までと同じような答弁であったので、こ のような形でもし議会の皆様のご賛同あるいは市民の方のご理解が形になれば、瀬 波温泉もそれを支援と捉えていただいて、より一層行政以外でもそれぞれの温泉関 係者がご努力いただけるのではないかなというふうに思っている。

佐藤 重陽 あと、今度ちょっと価格の問題なのだけれども、私全協のときには、これは民間の 売買と同じ金額ではないかと言ったら、いや、これは不動産鑑定士が入ってこうだ と、この金額が導き出した。ただ、導く過程の中では、さっきも言っていたけれど も、土地の評価はそんな変えるわけにいかないから、建物に対する評価、美術館に も使えるあの堅固なつくりを高く評価してもらったのだ、結果的には。そうしない と、そこの金額にたどり着かないわけだから、一般的なただ逆に言えば本来目的の なくて困っている人の土地、建物買うというときには、少なくても私が去年、1年 前に話ししたときというのは、実は1億5,000万円ぐらいまでの、最高1億5,000万 円で、最低は実は1億円まで行かなかったのだけれども、そのような幅の中の話は していたのがやはり1億1,500万円ということになると、民間同士の売買と変わらな いところの金額に今落ちつこうとしているなということを感じるのが1つなのだ。 ところが、普通公共事業で市が求めるという場合には、それこそ道路用地や何か今 日東道なんかも一生懸命買収で話出ているけれども、行政財産として公共事業用地 として求める場合には、提供していただいた方に対して税制の優遇措置があったは ずなのだ。それがこういうものにも必ず適用するよね、その税の優遇措置が。

商工観光課長 市が取得するその用途によって適用になるものとならないものがあるというふう に、控除額が適用法が変わって、5,000万円の控除から1,000万円の控除とか、1,500万 円とかという、公拡法とかというところのさまざまなものがあるが、今回その控除 のところについては、まだ地権者とは具体的に話はしていない。

というのは、そうなると取得価格とその税控除というのは、やっぱり大きな問題だ 佐藤 重陽 と思うのだ。もともとの評価のものがあったものとして、例えばこれはもう誰が見

ても 1 億1,500万円のものを 1 億1,500万円で買う分には、民間であろうと公であろ うと関係ないのだろうけれども、やっぱりこういう場合のその購入の仕方のときは、 その辺のメリットを買うほうにも生かしてもらって、買うほうも生かし、売るほう もそれなりの恩恵に浴してというところで折り合いをつけるべきなのではないかな と。それ売買終わってから、これは結局は5,000万円までは無税だ。6,500万円に対 しては課税対象になる。または、全額これは控除対象になるよということになると、 すごく行ったり来たりの違いは数字が出てくるので、それがちょっと果たしてどう なのかなという心配をしている。ただ、その辺について私の考え方がおかしいのか どうか、もしお考えあればちょっと聞かせていただきたいなと。

商工観光課長 民間の売買のときに買い急ぎ要因、売り急ぎ要因で、委員のおっしゃるように求め る側が、あるいは売る側のどちらかが買ってくれ、あるいは買わせてくれというこ とで鑑定の中にも反映するのだろうなというところは、売買実例の中でも承知はし ているところである。ただ、今1億1,500万円という形で提示をさせていただいたが、 鑑定の中でも最終的には全体的に1割落とそうみたいな形で落としての1億 1,500万円であって、向こう様が最初から、では向こう側様も独自で鑑定を入れても っと高い額を言ってきたのだが、私どもとしてはいや、その額では買えないという ところもあって、鑑定を入れて、その中で不動産鑑定の方と評価しながらここまで 落としたという経緯はある。

佐藤 重陽 最後にもう一点、今ここを求めるね、市が。そして、瀬波温泉の中心で、しかも瀬 波温泉に暗い影を落としているのは、今は香藝の里まだ営業しているわけだし、あ れが営業しなくなったらあそこが暗くなるというか、いわゆる寂れてしまうのでは ないかと。何とか中心だから求めなければいけない、こうなるわけだけれども、隣 近所にも売りたくてしようがない空き地、空き店舗があるのだけれども、こんなの の10分の1で買えるわけだけれども、そういうところから要請があったときにはど うする。

商工観光課長

昨年来議論をする、検討する中でも同じようなことが、意見が内部でもあった。た だ、今あそこの場所を買うのは、一画の一帯として利用できる規模があると。間口 があれだけあってということであるので、今委員の懸念されている分、全く心配な いというわけではないけれども、購入に至った判断には、一画としての画地のある 程度の面積があったからあそこを購入しようという判断に至ったというところであ る。

木村 貞雄 先ほど課長のほうから、説明の中で買いたい人があったという話聞いたのだけれど も、その方の単価と今のこの単価とはどんなものなのか。

商工観光課長 単価でなくて総額になるけれども、最初の提示が1億5,000万円で買うよというのは お断りしたと。それで、断ったら1億8,000万円まで出すよという話は言われたとい うのは口頭では聞いている。

木村 貞雄 いえ、その買いたいという人の単価と照らし合わせて私は見ていこうかなと思って いるのだけれども、いかがか。

先ほど口頭でと言ったけれども、その現所有者が私どもとの話し合いの中で、この 商工観光課長 ものを1億5,000万円で買ってくれるという人がいるのだよという話は聞いたし、そ の後市のほうの話で地権者等のやりとりの中で、1億5,000万円が不満であれば、 1億8,000万円まで出してもいいということを言われたと。それでも、市のほうでと いうような地権者の意向も強くある。

木村 貞雄

今ほども佐藤委員のほうから言われたのだけれども、市の公共事業とかいろんな、 課長の答弁の中に使い道によってはあると言ったのだけれども、そういうことはあ る関係で、市で買える上はそういう若干の仕組みに持っていくのが普通なのだけれ ども、その辺はまだこれからやろうとしているものによって違うから検討はしてい ないのか。

商工観光課長

あくまでも、向こうから話があったわけだけれども、私どもが決断した理由がいや、 これは生かそうということでのご提案であるので、売り急ぎ、買い急ぎではないけ れども、私どもはこの不動産鑑定に基づいたもので買うべきだろうと。それが1億 5,000万円と提示があったから、1億1,500万円だからいいではないかとかいう検討 はしていない。

木村 貞雄

この今現在ある香藝の里というのは、瀬楽の旅館がやめてからの建物なので、今ほ ども課長のほうから何か活性化がしない、温泉自体が暗くなるというのだけれども、 当初から余り活性化していなかったのだ、はっきり言うけれども。これからいろん な考えていくわけだけれども、あくまでも市が頭になっていろんなことを考えてい くのか。今村上市でも、各地区においてはほとんど活性化協議会、活性化委員会か 必ずあるわけなのだけれども、その辺のことは市が主導で考えていくような形にな るのか。

商工観光課長 先ほどの答弁の中で、市長からの指示があったように、市が主導でいいのか、ある いは地元が主導でいいのか、きっちりとした仕掛人の方を招聘して立派な施設にす べきかというのも、まだ決まってはいないが、市長の指示では市が中心というその 中心の意味が経営母体なのか運営なのか、ちょっとよくわからないが、とにかくい ろんな知見、可能性があるものの中に今までのやり方ではだめだよと。きちんとプ ロデュースしてくれる方を立てた上での活用を指示しなさいということなので、今 の話し合いの方向としてはそういう形で進めたいなというふうに思っている。経営 のものは、まだ誰が主体になるかどうかというのは検討の中で話し合われるべきこ とかなというふうに思っている。

木村 貞雄

村上市では、今駅の西口の関係で開発も進めているし、また将来的に病院の跡地、 しかも駅前のそういう問題もあるし、それぞれあちこちでそういうことを考えてい くに、そういった将来的なことを全部兼ね合わせてやっていかなければならないわ けだし、とても面倒な話だと思うのだ。行政が主導でやっていく上において、最後 経営もしなければならないわけだけれども、成功したあれというのは余り聞かない のだけれども、やはり逆に民間の知恵とかそういうのを使っていけば、何とかもう 思い切ったことできるかもしれないけれども、そういったあれで計画的に考えて、 例えば数年後に決めるとか、そういうあれも全くないで、ただ土地を早く買いたい という、そういう思惑なのか。

商工観光課長 決してそういうことではなくて、全員協議会の中でも尾形議員だと思うのだ。質問 の中でどんなスケジュールなのだというところの質問の中で私答弁させていただい た覚えがあるのだが、もう来年度の予算のほうにこういう形でこれを目標にした委 員会を立ち上げるものを盛り込みたいという目標で今検討している。

終わる。 木村 貞雄

稲葉久美子

済みません、実際今商工課長さんが言われたように、納涼祭のときに夜行ったら真 っ暗だったという話を聞いたけれども、私たち地元の人間にしてみれば、夜だけで なくて昼間通ってもあそこ暗いところなのだ。それで、今まであそこの中心の場所

でありながら、本当に温泉地の中心の役割を果たしてきたのかどうかということも、 私とても心配するところなのだ。そこへ持ってきて、私もそうだけれども、家族で 見にいこうというような建物の中には決してなかったというふうにも思っている し、地元の人たちも入ったことある。1回あるねなんていうような形で、そんな状 熊で済んでいるところで、しかも向かいのほうに海岸へ抜ける道路が広くできたも のだから、なおさらそっち側が明るくなって見えるから、香藝館のほうは昼間でも 閉めたりして、本当にイメージの悪い建物なのだ。その建物を7,000万円も出して買 うということになると、土地は私は別個に考えてもいいと思うのだけれども、とて も市民感情では納得してもらえないのではないかと。この間いわふね新聞に、温泉 の一画を1億1,500万円出して買うのだということは出たら、もう皆さんあそこだと いうことわかるのだ。あんなこと市で買ってどうするのだというようなことで、温 泉地1つ考えてみても、もっと考えるところがあるのではないかというふうに言わ れていた。本当にそんな感じではないかと思うのだけれども、築何十年かたってい ると思うのだけれども、そんな感じで大丈夫なのかねということを心配している。

商工観光課長

委員ご指摘のとおり、お昼も人がわんわん入っている施設でないし、私も去年商工 観光課長に就任して話しかけられて、初めて入った施設である。したがって、その イメージ的なものは、委員のご意見を全然肯定する形にはなるのだけれども、こう やった形で市が温泉の活性化のために提案させていただくということは、責任持っ て地域活性化のための施設にするのだという決意がなければできないことであるの で、大丈夫かと言われれば、大丈夫にするように取得させてくれと、今の段階では そういう言い方をせざるをないかというふうに感じている。

佐藤 重陽

ごめん、また今さらあれなのだけれども、いや、今のその課長の決意もわかったの で、頑張ってくれ。ついては、今の施設は求めた。今のままできるだけお金をかけ ないためには使うということになると、申しわけないけれども、集客する施設にす るのに、あいている敷地がないということは、悪いけれども、今の向かいにある市 の温泉の駐車場が当然そこを使おうとする人たちは、集客した人たちはそこの駐車 場を使うことになると思うのだ。今でさえ何かイベントやるのも、それこそ課長も よくわかるだろうけれども、何かやるときに手狭な駐車場なのだ。だから、それこ そ森林管理者は幾らでも貸すし、売るしと、こう言っているわけだから、この土地 を今回は買うための、今回は今の香藝館の土地、建物を買う予算だけれども、商工 観光課から出ていかなければ出ていかないと思うので、向かいのやはりその駐車場 の整備、または最近下手に駐車場とするよりは、広場として車もとめられるとした ほうがいいのかなという気がしているのだけれども、考え方はどうでもいいのだけ れども、その向かいの広場を少し広げることも同時に考えてやらないと、今の施設 の活用、あの近隣の活性化というのは難しいのでないかなと思うので、その辺あわ せて考えると、いや、このたびということではなくて、今後の計画の中でそのこと もあわせて考えることができないかどうか、ちょっと課長いかがか。

商工観光課長 平成9年に、委員は前から旧村上であってご存じのように、国民温泉保養地構想と いうのがあって、今のバイパスが温泉、海岸通りに出る際にあの三角の山を買った らどうかという構想を市が掲げた時期があった。いろんな課題があってそれ断念し た中で、今の駐車場は道路拡幅の関係もあって手狭になっているわけではあるけれ ども、先ほど木村委員の中にあったいろんな形の知見、あるいは民間の話しの中で、 そうすることがベストだと。佐藤委員のおっしゃるような発想でいかないとという

話になれば、私どもの課としては当然のように駐車場、手厳しい今の委員と同じ意見をお聞きしているので、ぜひとも一緒に検討していただきたいという思いは、私どもの課のほうにはある。

[委員外議員]

本間 善和

委員の皆様からいろんなことを数点質問あった中での再度の質問なので、聞いていただきたいと思うが、この土地を購入するという、当然税金で買うわけだけれども、この有効活用にするという大前提はあるのだけれども、やはり何に使うのだというのがわからなくて土地を購入するという、私も記憶というか、そういうのに当たったことないのだ。それで、かなりのこれは勇気を持って提案したと思うのだけれども、こういう提案するということは、役所の市長を先頭に。そういうことで、ひっかかるのがなぜ今の時期にどうしても買わなければならないのか。私に言わせれば、通常であれば役所のやる仕事というのは、こういう目的に使う、こういうプランで使うということをいろいろ組み立てて、市民の皆様と合意を得て、理解を得て、そして提案してくるというのが順序だと思うのだが、それが全く見えていないということで、これどうしても今買わなければならない何かあるのか。

商工観光課長

ご指摘のところは、先ほどの答弁のとおりイレギュラーなケースだということは、そのとおりだと思う。今買う理由は、その所有者がもう既に処分を決めていて、市が買わないとなると、年内に別の人に売るということで、日本香華という会社・・・失礼した。名前を出したけれども、そういう会社のほうの決定として年内の処分、そのために今美術品も売買に出しているということで、今私どもが買わなかった場合は、私どもは第三者の手に渡るのだろうなというような判断をしている。

本間 善和

最後なので、もう一点ちょっと突っ込んで聞くが、そこのところが肝心なのだ。その誰かが買い手、今1億5,000万円だ、1億8,000万円だと。そのお話を聞いたのは持ち主だけだと思うのだけれども、事務当局としては。実際誰が買いたいのかご存じだったら教えていただきたいと思う。

商工観光課長 教えていただけなかった。

鈴木委員長 以上だ。

姫路 敏

あそこ、瀬波温泉のところは、すゞきケ池から始まって非常にあそこのところはそういう打撃もいっぱいあるわけだ。そういう背景の中で、香藝のあそこ美術館か、あれが来たときにも相当反対が多かったのだ。そして、暗い中でああやって営業していて、こんなものどうなるのだよという声まで私のところに届いたこともある。そして、今なおすゞきケ池の件を引きずりながらわけのわからないところになったらもっと大変だというあの思いは、瀬波地区に住んでいていろんなところからも入ってくる。今佐藤委員先ほど言うように、瀬波温泉はもう一生懸命入湯税納めてきて一般会計で使われている。5,000万円から6,000万円毎年上げている。やっぱりそういうことからすると、行政としても一歩踏み込んでもらいたいという温泉街の気持ちが多く出ているのだろうと思う。だから、ただ一概に違うところでの土地、建物の購入とは別物に考えなければならないのかなというのも、何か今の委員の質疑で私も感じているところであるが、ぜひこれからだと思うので、失敗しないようなその運営方法をしっかりと持っていって、買ってよかったというようなことで努力していただきたいと言うしか言いようがないのだが、いかがか。

副 市 長 いろいろご意見をいただいた。今回の物件は、瀬波温泉の温泉街の中心にあるとい

うこともそのとおりなのだけれども、瀬波温泉そのものがこの村上市にとって大き な観光の拠点でもあるというふうなことを考えると、市内全域にやっぱりその影響 は及ぶのだろうというふうに受けとめている。そういうことからすると、確かに明 確な使用目的を今示すということには至ってはいないけれども、市長からの指示も あるように、例えば全国的なリゾートを手がけたような専門的な見地からも、いろ いろアドバイスをいただくというようなことだとか、県内外問わず、今国外からも 観光客が来ていらっしゃる。こういった観光交流人口の拡大に向けた広い視野で今 後の活用を地元の方々と一緒になりながら考えていくということに、まずは早急に 取り組みたいというふうに考えている。いろいろ課題はあるところではあるけれど も、ぜひそういった市の思いをお酌み取りいただいて、賛意をいただければありが たいものというふうに思う。どうぞよろしくお願いいたす。

すゞきケ池の跡地も、今や税金も入らないような状態で非常に市も困っている。そ 姫路 敏 して、誰も手つけられない状態、まさかあんなことにならないだろうなということ が瀬波温泉の営業している人たちには不安でしようがない毎日だったと思う。そこ にやっぱり市民一人一人の幸せのためにも、少ししゃくし定規でお金のことを考え ていくと、ああでもない、こうでもないといろいろと出てくるのだろうけれども、 それは期待する部分というのは温泉街の人たちもあるのだろうし、ぜひ応えていた

だいなと思うが、総務課長どうか。

全くそのとおりだと思う。先ほど来から入湯税の話があった。温泉から要望があっ 総務 課長 たとしても、一般財源下で温泉のほうに回す余地はなかったわけであって、瀬波温 泉というのをもう一度全市民で見直して活性化させていきたいという思いでいっぱ いである。どうかひとつよろしくお願いいたす。

竹内喜代嗣 お伺いする。ここではっきりとお聞きしたいのは、全国的な海水浴客が減少してい ると。観光のあり方が変わってきているということなのだが、それで不景気もある のだけれども、どこかの総理大臣だけは景気いいらしいけれども、全くもう衰退の 一途をたどっているというのが現状だと思うのだ。それをどうまずお考え、2つし ゃべらない。お聞きしたいと思う。

海水浴客は、議員ご指摘のように減っているし、先般ちょっと新聞報道でも出たけ 商工観光課長 れども、県全体で。これは国全体でだと思っている。事実だと思う。その中で、瀬 波温泉も減っている数値については、資料等で前回ご提出させていただいたけれど も、その中で歯どめの方法は、私どもの課としてはいろんな施策をやってきた。人 口減るということは、旅行客も減るという認識には変わらないので、訪日外国人対 策も相交えて何とかしたいという思いからの、今回のものをその一つということで 一生懸命やらせていただきたいということである。

今までの瀬波温泉のあり方というのは、大型旅館が建設されてお客様を全部自分の 竹内喜代嗣 ところで囲い込んでそこで完結するような、そういう商売の仕方ずっとしてきたと 思うのだ。そういう方向が変わりない中で、これがプランもない中で購入しようと しているのだが、今どういう方向性をお考えか。誰かに頼むのではなくて、そんな 都合のいい、結論をここにしてくれるように理屈つけるようなところに頼んだって しようがないので、お聞きしたいのだ。これが最後だ。

商工観光課長 まだ具体的にそういう組織とか庁内での議論はしていないが、一担当の思いであれ ば、この旅館に来て日中というか、夜外に出られるような環境にない温泉地だなと いうふうに思っている。それは地元の個店、お土産さんやさまざまな商店があるが、

一番混んでいるときでも実際大型旅館の中には全て第2次会、3次会まで施設整っているが、それが全てではない。その中で、やっぱり温泉の地域の魅力を高めるには、圧倒的に泊まりに来た方が夜ぷらっと出て寄れるものがないと、温泉の魅力はますますなくなるだろうというのは私の思いである。したがって、ターゲットは、日中にわんわんよりも、この温泉に行ったらここ見ることあるよねというようなものの仕掛けが必要なのではないかなというふうに、現在は担当課としては考えている。

鈴木委員長 2回までだ。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第122号 平成28年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題と し、担当課長(財政課長 田邉 覚君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、決算書のほうよろしいか。218 P から土地取得特別会計の決算書始まって いるが、お願いをいたす。よろしいか。

鈴木委員長 どうぞ。

財政 課長 218 P からか、まず222、223 P・・・

鈴木委員長 ちょっとお待ちください。まだ出ていない人がいる。

(「いやいや、どうぞ」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長 いいか。では、どうぞ課長。

財政 課長 それでは。222、223 P をごらんいただきたいと思う。まず、歳入からだが、土地開発基金の預金利子及び繰替運用利子合計の1万7,750円のみである。続いて、次の224、225ページの歳出のほうをごらんいただきたいと思うが、今ほどの利子を基金のほうに積み立てをいたした。以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第123号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議 議とし、担当課長(政策推進課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に 入る

(説 明)

政策推進課長 それでは、平成28年度情報通信特別会計決算状況についてご説明いたす。231、232 P をごらんください。 歳入の主なものについて順次ご説明させていただく。 最初に、 1 款 1 項 1 目の情報通信施設負担金であるけれども、こちらは新規加入の方に納入

していただいているものであって、平成28年度は18件、90万円である。次に、2款 1項1目の情報通信施設使用料だが、1の現年度分は収入済額5,267万8,600円、収 納率は95.3%。2の滞納繰越分は収入済額75万800円、収納率は18.8%であった。次 に、3款1項1目一般会計繰入金である。平成27年度より5,368万9,000円増の4億 1,483万円である。こちらについては、主に山北地区施設維持管理費の増加に伴うも のであって、詳しくは歳出のほうで説明させていただく。次に、4款1項1目前年 度繰越金であるが、収入済額として431万7,635円となっている。収入最後になる。 5款1項1目の雑入であるが、1の光伝送路等貸付金、こちらはインターネット用 の光伝送路あるいは携帯電話用として民間の会社に貸し付けているものである。収 入額としては2,676万2,846円となっている。また、2の道路改良工事等支障施設工 事補償料についてだが、こちらは国道345号鵜泊トンネル工事、県道荒沢・塩野町線 道路改良工事、市道殿岡・南大平線改良工事の3件に伴うものであって、合計で378万 2,630円となっている。続いて、歳出のほうに移らさせていただく。次のページをお 開きください。1款1項1目一般管理費のうちであるが、1の情報通信事業一般管 理経費である。こちらは、平成27年度より337万6,412円の減となって、総額1,554万 1,229円であった。主な増減の内容としては、上から5番目の料金回収代行手数料、 こちらが126万9,270円で、平成27年度より14万9,526円の減となった。これは、回収 代行件数が年間で923件ほど減ったことによるものである。次の項目、告知端末再設 定手数料であるが、こちらは241万8,120円である。平成27年度より158万4,900円の 増となった。これは、山北地区の告知端末機更新事業により回収した端末、これを 神林地区で再利用するために再設定を行った手数料である。告知端末の修繕に係る 経費を抑制するために行っていて、690台の端末を再設定させていただいた。次に、 下から4番目の項目になるが、工事補修等材料費である。こちら302万4,000円であ るが、これは故障発生時に対象機器を速やかに交換できるように、事前に光受信機、 電源アダプターなどを購入した費用である。続いて、2の情報通信事業職員人件費 である。こちらは、担当職員3人分の人件費で、1,992万1,384円となった。続いて、 2目施設管理費だ。これは、各地区の施設の維持管理に係る経費である。1の山北 地区施設維持管理経費であるが、こちらは総額9,550万5,941円であって、平成27年 度より5,876万4,271円という大幅の増となっている。この増加の要因であるが、告 知システムの更新に伴って、平成27年度の途中から発生した保守料、使用料、リー ス料などが平成28年度には年間を通して12カ月分ということで発生したことによる ものである。項目でいくと、上から7番目、設備保守点検業務委託料、こちらは平 成27年度より93万4,200円増の203万5,800円。その下になるが、告知端末機借上料、 こちらは平成27年度より1,134万円増の1,684万8,000円。また、その3つ下になる。 システム使用料であるが、こちらは平成27年度より1,137万7,800円増の1,704万 2,400円である。また、その下の情報センター機器等リース料、こちらは平成27年度 より3,563万1,684円増の3,887万928円という決算になった。また、山北のほう一番 下になるが、工事請負費、これはセンター空調室外機修繕工事と鵜泊トンネル工事 に伴う支障施設移転工事の分であって、合計で369万3,600円となっている。また、 これら以外の山北の経費であるが、おおむね平成27年度並みであった。次に2番目、 朝日地区施設維持管理経費である。こちらは、総額で1億3,153万9,351円というこ とで、平成27年度より約569万円ほど減となっている。増減の主な内容であるが、上 から2つ目の修繕料、こちらについては平成27年度より711万6,837円ほど減になっ

て、1,084万4,200円ということになった。またその5つ下、ちょうど中ほどになる が、設備保守点検業務委託料、こちらは平成27年度から約22万円増の721万2,348円。 またその2つ下、映画フィルム借上料であるが、平成27年度より約34万円ほど増に なって、149万29円というふうな決算である。次のページに移って、235P、236Pで ある。上から4番目、工事請負費であるが、県道荒沢・塩野町線改良工事に伴う光 伝送路設備移設工事である。137万2,578円という決算になっている。また、これら 以外の経費、朝日についてはおおむね平成27年度並みで決算となっている。次に3項 目め、神林地区施設維持管理経費である。総額1,580万9,372円で、平成27年度より 約139万円ほど減である。減の主な理由としては一番上だ。修繕料、こちらのほうが 平成27年度より約130万円ほど減になって1,071万7,491円となったほか、ほかの経費 はおおむね平成27年度並みということになった。また、予備費充用ということで13万 2,000円ほど使わせていただいている。こちらは、朝日の自主放送である朝日チャン ネル、この番組送出のシステムであるが、リモート監視用光回線のサポートが平成 28年12月の途中で変わるというふうなことになってしまって、それに対応するため に急遽予備費を使わせていただいたものである。次に、2款である。公債費、市債 の年次償還に基づく元金と利子であるけれども、元金については2億611万3,646円 で、平成27年度より264万422円の増となった。また、利子については1,087万6,488円 で、平成27年度よりも263万8,869円の減である。また、この償還によって、本特別 会計における平成28年度末の地方債残高であるが、平成27年度より2億611万円減っ て、約6億9,295万円となっている。少し長くなったが、以上で説明を終わらせてい ただく。

(質 疑)

木村 貞雄 234ページの関係なのだけれども、上から7行目の告知端末の再設定手数料とあるのだけれども、これは山北のものを神林地区に持ってきた再設定なのだけれども、今神林地区ではその持ってきたものは十分にあるくらいなのか。十分というか、余裕のいっぱいあるのか。

政策推進課長 山北の分をそのまま流用してきているので、十分足りている状態にある。

木村 貞雄 それから、山北地区の施設維持管理経費の中の告知端末の追加登録というの、これ は新規に加入したときのあれなのか。

政策推進課長 情報化推進室長に答えさせる。

情報化推進室長 今の件については、新規の登録あるいは脱退の際の削除といった形の手数料になっている。

木村 貞雄 各地区の共架料金なのだけれども、毎年これ点検するというか、そういった点検するときというのは、ある程度の時期的に決算出すためにあれするのか。全部まとめて点検するのか。

情報化推進室長 共架料の支払いの関係で、点検というのはしていないで、要は共架させてくれと いうものが決まっている・・・

木村 貞雄 審査手数料。

情報化推進室長 審査手数料については・・・失礼した。新たに添架が必要になったというふうなものがあると、そこは大丈夫かどうかということも含めて調べてもらっているというふうな手数料である。

木村 貞雄 要するに新設の場合に限りだね。

情報化推進室長 そうである。 木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(鈴木いせ子君)散会を宣する。 (午後0時09分)